

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規性、独自性、市場性及び有用性が認められる製品（部品、素材・中間財等を含む。以下同じ。）・技術によって新たな事業分野の開拓を図る中小企業者等を公募し、当該製品・技術を長崎市製品・技術「優れモノ」（以下「優れモノ」という。）として市長が認証し、中小企業者等の取引拡大及び受注の増加を支援するため市内外へ情報発信するとともに、認定商品を生産する者を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）として認定し、当該認定商品を本市が購入及び賃貸借（以下「購入等」という。）することにより、販路開拓の支援を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「優れモノ」とは、新規性、独自性、市場性及び有用性が認められる製品又は技術（医薬品、医薬部外品、化粧品、農林水産物及び加工飲食料品並びに設計、企画及び試作段階のものを除く。）をいう。

2 この要綱において「認定商品」とは、「優れモノ」の認証を受けたもののうち本市においてその用途が見込まれる新商品（トライアルオーダー認定商品）をいう。

(申請者の要件)

第3条 「優れモノ」の認証及び認定事業者の認定を受けることができる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体であること。
- (2) 市内に主たる事業所又は、製品を製造する拠点を有しており、市内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (3) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）第2条に規定する指名停止を受けている事業者でないこと。
- (5) 役員等（事業者である法人の役員又はその事業所の代表者をいう。）が長崎市暴力

団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

（申請）

第4条 「優れモノ」の認証及び認定事業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、製品・技術「優れモノ」認証申請書（第1号様式）により、市長が定める日までに申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行うときは、製品・技術「優れモノ」認証申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）直近の3事業年度（創業3年未満の事業者にあつては事業を行った年度）に係る財務計算に関する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業者は、資金繰りの実績を明らかにする書類）

（2）監査報告書

（3）定款及び登記事項証明書（定款が無い場合はそれに類するもの）

（4）その他製品又は技術に関する資料（パンフレット、性能・効果を示す書類及び安全性等が関係法令及び基準に適合していることを証明する書類）

（5）市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類

3 「優れモノ」の認証を申請した新商品について、申請者が認定商品としての取扱いを希望する場合においては、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3第1項各号に適合するものであることを明らかにした計画（以下「実施計画」という。）をトライアルオーダー認定申請書（第2号様式）により、提出しなければならない。

（「優れモノ」の認証等）

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請された製品又は技術を「優れモノ」として認証するか否かについて決定するときは、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）に規定する長崎市産業技術審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、これを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果については、製品・技術「優れモノ」認証（不認証）通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 認証の期間は、前項の規定による認証の通知をした日から3年を経過した日の属する年

度の末日までとする。

(「優れモノ」の認証の取消し)

第6条 市長は、「優れモノ」として認証された製品又は技術が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認証を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により認証を受けたとき。
- (2) 法令違反等不正な行為があったとき。
- (3) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (4) 第3条第5号に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により認証の取消しをしたときは、速やかにその旨をその取消しを受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定による認証の取消しにより損失が発生することがあっても、本市は、その責めを負わない。

(新商品等の認定基準)

第7条 第4条第3項の規定により提出のあった実施計画に基づき市長が認定商品として認める際の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行規則第12条の3第1項第1号及び第2号に該当すると認められる新商品であると審査会が認めるものであること。
- (2) 新商品について本市において用途が見込まれること。
- (3) 申請の時点が、新商品の販売を開始してから概ね5年以内にあること。
- (4) 新商品について、今後の市場性が見込まれること。
- (5) 実施計画が、地方自治法施行規則第12条の3第1項第3号の基準を満たすものであり、かつ、確実に実施可能なものであること。
- (6) 実施計画が関係法令に違反し、又は違反するおそれがないこと。
- (7) 実施計画が公序良俗に反し、又は反するおそれがないこと。

(認定事業者の認定等)

第8条 市長は、前条の実施計画について、審査の結果、同条に規定する認定基準に適合すると認めたときは、その申請者を認定事業者として、申請された新商品を認定商品として認定する。

2 市長は、前項の審査の結果については、トライアルオーダー認定（不認定）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

3 認定の期間は、前項の規定による認定の通知をした日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、1年間延長することができる。

(実施計画の変更)

第9条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、トライアルオーダー実施計画変更届(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(実施計画の中止)

第10条 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、トライアルオーダー認定事業中止届(第6号様式)により、市長に届け出なければならない。

(認定事業者の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 実施計画(第9条の規定による変更があったときは、その変更後のもの)に従って事業を実施していないとき。
- (2) 第7条に定める認定基準に適合しなくなったとき。
- (3) 不正な手段により認定を受けたとき。
- (4) 法令違反等不正な行為があったとき。
- (5) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているとき。
- (6) 第3条第5号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、認定事業者の取消しについて準用する。

(報告及び調査)

第12条 市長は、必要があるときは、「優れモノ」の認証を受けた事業者又は認定事業者に対して報告を求め、又は実地の調査をすることができる。

(「優れモノ」及び認定商品の周知)

第13条 市長は、「優れモノ」及び認定商品の概要、性能、品質、価格等の情報の周知を行うとともに潜在需要の把握に努めるものとする。

(認定商品の購入等)

第14条 市長は、認定商品の購入等を行うに当たり、認定事業者が生産する認定商品の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

(認定事業者の報告)

第15条 認定事業者は、認定商品の効果及び販売実績を定期的に調査し、トライアルオーダー認定事業報告書（第7号様式）にて報告するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第8条第1項の認定を受けている認定商品であって、同条第3項本文の認定の期間を満了していない認定商品にあっては、同項中「2年」とあるのは「3年」とする。

製品・技術「優れモノ」認証申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

事業者名

代表者名

印

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 事業者の概要

設立年月日			
主たる事業所 又は製造拠点の 所在地	〒 ー 長崎市		
業種			
資本金	万円	従業員数	法人全体 人 長崎市内 人
種別	※ いずれかに○ 中小企業者 ・ 中小企業団体		
主要品目	品 目 名	年間売上額(万円)	総売上額に対する割合
			%
			%
	計(総売上額)		100.0%
事業者の略歴等			
担当者	部署名		
	役職		氏名
	TEL		FAX
	メールアドレス		

2 製品・技術の内容

【製品・技術の別】 ※ いずれかに○ 製品 ・ 技術
【製品・技術の名称】 ※ 対外的に公表する際の名称
【製品・技術の概要】
【開発形態】 ※ いずれかに○ 自社独自開発 ・ 他社と協同開発
【取得済みの知的財産権】 ※ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権 等 権利の名称： 取得時期、番号：
【今後取得予定の知的財産権】 権利の名称： 状態： ※ いずれかに○ 申請中 ・ 申請予定(年 月頃)
【公的機関等での性能試験・評価等】 ※ 試験・評価等の写しを添付
【製品の生産又は技術の利用に当たって遵守すべき法令及びその適合状況】

※ 申請するものが「製品」の場合、次の欄にも記入してください。

【製品の仕様・規格】
【製品の希望小売価格】 ※ 設定する場合のみ記入
【販売開始時期】 ※ 新商品が未発売の場合は、販売開始を予定する時期
【製品を利用する際の年間維持費の見込額】
【納期及びロット数】
【製品の製造拠点】
【PL保険制度加入の有無】 ※ いずれかに○ 有 ・ 無

【トライアルオーダーの認定について】 ※ 販売開始より概ね5年以内で、本市において使途が見込まれる新商品に限る。

※ いずれかに○ 希望する ・ 希望しない

3 製品・技術に対する自己評価

【開発の意図】 ※ 動機、目的、必要性等

【新規性・独自性】 ※ 他者の類似する製品・技術と比較し、品質、価格、納期等、優位な点について具体的な数値を用いて説明すること。

【市場性・有用性】 ※ 具体的に販路開拓が可能と考える分野を明示すること。

4 新商品の販売計画

【市場予測及びターゲットとする販売先】

【販売戦略】

【過去の主な販売実績】 ※ 新商品が未発売の場合は記入不要

年月	販売先	販売価格 (単価)	販売数	売上額 ※ 販売価格(単価)× 販売数

【年間目標販売数及び売上額】

5 その他の添付書類 ※ 提供された資料については返却しない旨ご了承ください。

(1) 直近の3事業年度に係る財務計算に関する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業者は、資金繰りの実績を明らかにする書類

(2) 監査報告書

(3) 定款及び登記事項証明書 ※ 定款が無い場合は類するもの

(4) 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類

(5) 公的機関等での性能試験・評価等の写し

(6) その他、製品・技術に関する資料

※ 写真、パンフレット、性能・効果を示す書類及び安全性等が関係法令及び基準に適合していることを証明する書類

トライアルオーダー認定申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

事業者名

代表者名

㊞

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第4条第3項の規定により、次のとおり申請します。

1 新商品の内容

【新商品の名称】 ※ 対外的に公表する際の名称
【販売実績】 ※ いずれかに○ 長崎市役所への販売実績の有無 有 ・ 無

2 新商品の生産の目標

【年間目標生産数】

3 新商品の生産の実施時期

【生産の実施時期】

4 新商品の生産の実施方法

【製造拠点】
【生産の実施方法】

5 新商品の生産の実施に必要な資金額及びその調達方法

経費	当期 年 月期	1年後 年 月期	2年後 年 月期	3年後 年 月期
売上高				
原材料費				
外注費				
直接人件費				
原価償却費				
設備投資額				
工業所有権等経費				
技術指導受入費				
リース・割賦・ローン				
その他経費				
経費合計				
営業利益				

※ 営業利益=売上高-経費合計

資金調達	当期 年 月期	1年後 年 月期	2年後 年 月期	3年後 年 月期
自己資金				
金融機関借入				
ベンチャーキャピタル投資				
その他の投資				
その他				
合計				

※ 合計=経費合計

6 長崎市の部署・機関に対する、新商品の使途の提案

提案先として想定する 長崎市の部署、機関名	提案する使途	新商品の評価に 要する期間

第3号様式(第5条関係)

製品・技術「優れモノ」認証(不認証)通知書

年 月 日

(あて先)

長崎市長



年 月 日付で申請された製品・技術については、審査の結果、次のとおり決定したので、長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

審 査 結 果	認証する ・ 認証しない
認 証 番 号	第 号
認 証 す る 製 品 ・ 技 術 の 名 称	
認 証 期 間	

第4号様式(第8条関係)

トライアルオーダー認定(不認定)通知書

年 月 日

(あて先)

長崎市長



年 月 日付で申請された新商品については、審査の結果、次のとおり決定したので、長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

審 査 結 果	認定する ・ 認定しない
認 定 番 号	第 号
認 定 商 品 の 名 称	
認 定 期 間	

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

事業者名

代表者名

㊟

トライアルオーダー実施計画変更届

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更する事項	
変更前	
変更後	
変更する時期	

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

事業者名

代表者名

㊞

トライアルオーダー認定事業中止届

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

中止する事項	
--------	--

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

事業者名

代表者名

㊟

トライアルオーダー認定事業報告書

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度等実施要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

認定商品名	
認定商品に係る 販売実績の推移	
認定商品に係る販路 及び その取引開始時期	

添付書類 トライアルオーダー認定を受けた後の財務諸表